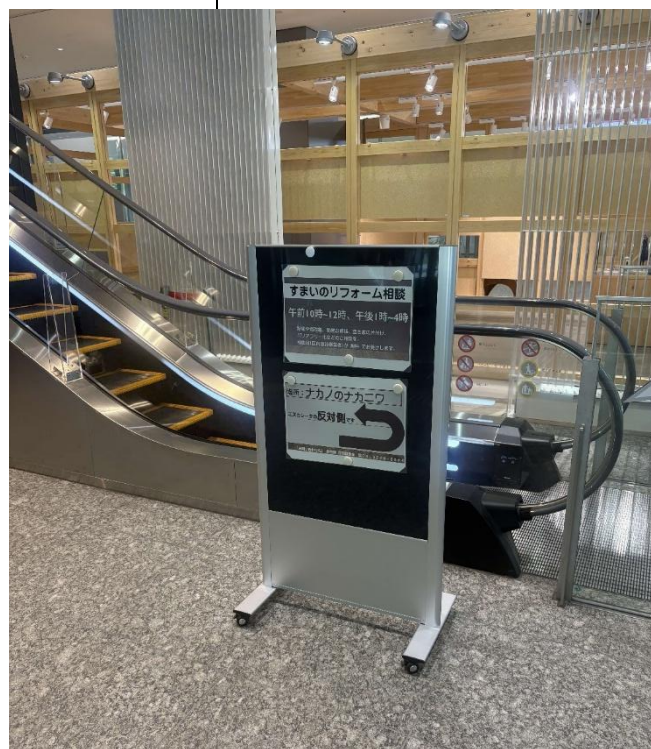


令和8年6月19日

峡東地域世界農業遺産
首都圏 PR イベント企画運営業務に係る公募型プロポーザル
質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所	質問	回答
1	別紙 1-1 会場につ いて		会場（シェアノマ）内での飲 食（試食、試飲（アルコール 含む））は可能か。	ブドウやジュースの試食試飲 の提供程度であれば問題ない （通常利用の際は、食事不 可、飲み物はキャップ付きの ものであれば可能）。ただし 構造上においがこもりやすい ため、においの強いものは不 可。 また、アルコールの提供は不 可。
2	同上		生食ぶどうを保管できる冷蔵 施設はあるか。ある場合、そ の容量は。	冷蔵施設はない。
3	同上		会場の利用可能時間は。（イ ベント利用可能時間及び搬入 搬出時間）	会場利用可能時間は全日 9 時 から 21 時。 搬入は 8 時 30 分から可。 搬入出時のみ「ソトニワ」への 自動車乗り入れ可。
4	同上		借用できる会場備品がある か。（長テーブル、イス、パ ーテーション、プロジェクタ ー、スクリーン等）ある場合 はその数量。	長机 15 台、ホワイトボード 2 台、コードリール 1 台、ベ ルトパーテーション 9 本が使 用可能。使用する場合は事前 予約が必要。 【以下は会場備え付け備品】 イス 30 脚程度（シェアノマ内 にあるキャスタータイプのイ ス）、プロジェクターとスク リーン各 2 台。

5	同上		会場の内壁、外壁（ガラス面共）に表示物等の貼付けが可能か。	壁への掲示物の貼り付け不可。
6	同上		会場利用と併せて「ソトニワ」及び中野区役所出入口付近を当日利用することは可能か。利用可能な場合はその範囲。	<p>実施日は気温の高い時期であるため、屋外（ソトニワ等）にお客様が留まるような催しは実施しない。</p> <p>事前申請のうえ、庁内の出入口付近で呼び込みを行うこと、正面玄関にのぼりを設置する事は可能。</p> <p>掲示については、場所によって可能などころがあるが、大々的には不可。</p> <p>（正面玄関掲示板例）</p>



※質問内容は原文の趣旨を損なわない範囲で整理・要約しています。

※本質問回答は、公募型プロポーザル実施要領及び仕様書等と一体のものとして取り扱います。